

外部専門家 規程

制定 2020年8月1日
一般社団法人エコエネ技術士ネット

1. 委嘱業務

①中小企業事業者等の経営課題や事業課題等に対してアドバイス等を行い省エネルギーに係る課題を解決するための支援を行う。

「令和2年度中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金(省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業)公募要領 p8(4)外部専門家要件」及び「一般社団法人エコエネ技術士ネットの省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業活動における補助対象経費支出規定 第1条」

②中小企業等への委嘱業務実施の報告(支援成果物等を含む)を行う。

2. 委嘱の要件と謝金単価

省エネ相談地域プラットフォーム構築事業で定める外部専門家要件を満たす者で有ること。
「令和2年度中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金(省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業)公募要領 p8(4)外部専門家要件」

①補助事業者の要請により、中小企業等に対し専門領域におけるアドバイス等の支援が行えること。

②省エネルギーおよび経営相談に関する専門家は、その保有資格や実務経験年数により以下要件を満たすこと。

区分	省エネルギーに関する専門家要件	経営相談に関する専門家要件	謝金単価(※) (消費税抜き)
A	・国家資格を有する者(※1) ・省エネルギー関連の実務について、10年以上の経験を有する者	・国家資格を有する者(※2) ・経営相談関連の実務について、10年以上の経験を有する者	8,000円/時間
B	・省エネルギー関連の実務において1年以上の経験を有し、かつSIIが指定する研修に参加する者	-	4,000円/時間

※ 謝金単価は、区分Aは8,000円/時間、区分Bは4,000円/時間を適用することを要件とする。

省エネルギー関連および経営相談関連の国家資格

【省エネルギー関連の資格(※1)】

- ・エネルギー管理士
- ・技術士
- ・建築士
- ・ガス主任技術者
- ・電気主任技術者
- ・ボイラー・タービン主任技術者

【経営相談関連の資格(※2)】

- ・公認会計士
- ・中小企業診断士
- ・経営士
- ・税理士
- ・社会保険労務士
- ・ファイナンシャルプランニング技能士
- ・行政書士
- ・司法書士

※ 上記国家資格は保有していないが、有資格者と同等の能力を有することを、業務経歴書や所属法人からの証明書等により示せる場合は、外部専門家として認める

③ 日本国内に在住していること。

④ 外部専門家の所属する組織が、経済産業省所管補助金等交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

※補助事業者(自社)に所属する役員・職員は、自社の外部専門家として登録することはできない

3. 安全衛生遵守事項

弊法人(PF 事業)が依頼した中小企業事業者等の事業所・施設等を訪問し支援・アドバイス等業務を安全・衛生に配慮して行おうとする時、次の事項を遵守しなければならない。

- ①訪問先事業者等の注意、指示事項に従う。
- ②訪問先事業者等と関係法令等を含め事前の打ち合わせを行い、それを遵守すること。
- ③現場踏査や調査を行うとき、相応しい作業服・保護具等を着用すること。診断先の指定がある場合は、それに従う。
- ④原則として安全・衛生リスクの高い調査等を行わない。調査の必要性がある場合は、調査内容を明確にし、事業者等の了解と立ち会いの下で行うこと。

4. 禁止事項

- ①健康が優れない状態で委託業務に従事すること。
- ②委託業務に関連して知り得た秘密を第三者に、委託業務期間を過ぎても漏らしてはいけない。
- ③弊法人(PF 事業)が依頼した業務で必要が有る場合の他、みだりに弊法人(PF 事業)の名称や肩書きを使用すること。
- ④委託業務実施のため弊法人(PF 事業)の配付した関係資料を、弊法人(PF 事業)以外の業務で使用や引用すること。
- ⑤弊法人(PF 事業)が依頼した業務に関連して、弊法人(PF 事業)以外の者から不当な給付を得ること。
- ⑥弊法人(PF 事業)の名誉毀損、信用失墜及び利益を害すること。
- ⑦弊法人(PF 事業)が依頼した中小企業事業者等に対する営利目的行為や不利益行為をすること。

5. 損害賠償

4. の禁止事項を行った場合、弊法人(PF 事業)の外部専門家登録を削除し、損害賠償を外部専門家に要求することが出来る。

6. 保険

外部専門家は、弊法人(PF 事業)の契約した「事業活動総括保険」および「業務災害総合保険」に加入し、保険金を保険会社より直接支払うことが出来る。

7. 外部専門家は、弊法人(PF 事業)の提供するホームページ、外部専門家に提供する Web 書庫を適時参照すると共に、弊法人(PF 事業)の指定する研修会に参加し、省エネ支援のための力量維持向上に努める。

8. 外部専門家が本規程に著しく違反する場合は、弊法人(PF 事業)は理由を述べ委嘱を解除し登録を削除できる。

9. 承認事項

弊法人(PF 事業)に関連した内容を新聞雑誌等への寄稿、又は出版・講演等を行う場合は、弊法人(PF 事業)の承認を得る必要がある。

10.その他

外部専門家への依頼事項に係る変更等があった場合、弊法人(PF 事業)は速やかに連絡すると共に誠意を持って対応する。

以上